

## 「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」の施行に伴う 災害対策基本法施行規則の一部改正について

### 1. 経緯

今国会に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案（以下「改正法」という。）」が提出されたことに伴い、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「施行規則」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 改正概要

#### ① 条項ずれに伴う改正

施行規則第8条の2において引用する災害対策基本法（以下「法」という。）第86条の2、第86条の3及び第86条の5が、改正法施行後にはそれぞれ第86条の8、第86条の9及び第86条の11となることに伴う所要の改正を行う。

#### ② 用語の修正

従来、法第86条第3項において定義されていた「公共施設等」の用語について、改正法第86条の2において、新たに「避難所等」と定義したことに伴う所要の修正を行う。

※ なお、改正法は、

#### ① 公布の日

② 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

③ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

の3段階の施行となるが、本改正は①の施行に伴い必要な改正を行うものである。